



## 2 処分庁の弁明

### (1) 処分の内容及び理由について

ア 法による生活扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、衣食その他日常生活の需要を満たすために必要な範囲内において、「生活保護法による保護の基準」（昭和38年厚生省告示第158号。以下「保護の基準」という。）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとしてされている（法第8条第1項、第11条第1項第1号及び第12条第1号）。

イ この保護の基準は、厚生労働大臣が定めるものであるが、その内容は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、かつ、これをこえないものでなければならないとされている（法第8条第2項）。

ウ ところで、法第12条第1項による生活扶助は、年齢、世帯人員、所在地域等により一律に算定された基準生活費を基礎としているものであるが、障害があるため必要最低限度の生活を営むのに障害のない者に比してより多くの費用を要する障害者等については、基準生活費のほかその分を補てんしないと最低限度の生活が維持できないため、その特別な需要に着目し、基準生活費を上積みする制度として、障害の程度、在宅の有無、級地に応じて加算額が定められている。

エ そして、障害者加算を算定するに当たっては身体障害者障害等級表及び国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）によるものとされ、精神障害者については障害年金又は精神障害年金手帳の等級が1級又は2級に該当していることを要件とし（保護の基準及び「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）、さらに、年金と手帳が並存する場合の運用については国の通知により次のように定められている。

すなわち、障害の程度の判定は原則として障害基礎年金に係る国民年金証書により行うこととされているが、精神障害者保健福祉手帳（以下「精神手帳」という。）を所持している者が当該年金の裁定を申請中である場合には、手帳の交付年月日又は更新年月日が当該障害の原因となる傷病について初めて医師の診療を受けた後1年6月を経過している場合に限り、当該年金の裁定が行われるまでの間は精神手帳に記載する障害の程度により障害者加算に係る障害の程度を判定できる（「精神障害

者保健福祉手帳による障害者加算の障害の程度の判定について」（平成7年9月27日社援保第218号厚生省社会・援護局保護課長通知。））。

オ これを本件についてみると、請求人は精神手帳の等級が2級に変更になった平成26年3月11日以後においても引き続き障害厚生年金の受給をしているから、障害厚生年金の等級に基づいて障害者加算の有無及び等級が決定されるべきことになる。

そして、請求人は障害厚生年金の等級は3級なのであるから、障害者加算は認定されないこととなる。

## (2) 請求人の主張について

ア 「何の予告もありませんでした。急に言われても（後略）」との主張について

生活保護は、法を根拠とした保護の基準によって、支給内容が決定されており、法律による行政の原理に照らせば、保護の基準に反する処分は取消し又は変更されなければならない。よって、事前の周知等がないからといって本件処分が取り消されるべきであるとは言えない。

イ 「病気で働けない状態で年金と生活保護費で生活しておりますので、非常に生活が困窮している」との主張について

前記ア記載のとおり、保護の基準に反する処分は、取消し又は変更されなければならないし、本件処分によって保護の基準に適合した保護に変更されたのであるから、現在の保護内容が請求人の世帯の最低生活を維持するに足りるものであると言える。よって、本件処分が取り消されるべきであるとは言えない。

## 理 由

### 1 請求人の主張

請求人は、前記審理関係人の主張の要旨の1のとおり、障害者加算がなくなり生活に困窮している、元に戻してほしいと主張しており、要するに、本件処分において、障害者加算をしていないことについて不服を主張しているものと解される。

### 2 認定事実

(1) 請求人（昭和■■■年■■■月■■■日生まれ）は、交付日を平成18年2月23日とする精神手帳（以下「本件手帳」という。）を取得した。

(2) 請求人は、平成17年10月に保険給付に係る受給権を取得し、同年11月から、障害の程度が3級（厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第2項並びに厚生年金保険法施行令（昭和29年5月24日



	生活扶助	住宅扶助	合計
最低生活費	114,400	58,000	172,400
収入充当額	■	0	■
4月以降支給額	■	58,000	■

イ 保護変更理由

基準改定による

冬季加算削除による

請求人及び請求人子の障害年金の収入認定額変更による

請求人の障害者加算の削除による

(9) 処分庁は、前記(8)の本件通知書の送付の際に、本件通知書に同封して、次の内容の「平成29年度生活保護基準改定(生活扶助)に伴う新旧基準額について」と題された通知文書(以下「本件同封文書」という。)を請求人に送付した。

なお、本件同封文書には、下記の引用のとおり、保護変更理由について「年齢区分の変更」との記載があるが、本件処分では、請求人世帯に係る保護費に、請求人又は請求人子の年齢区分の変更を理由とする変更はなかった。

(本件同封文書の記載内容)

「平成29年度生活保護基準の改定に伴い、同封いたしました生活保護変更通知書の「1. 保護の種類及び支給額」の表中、「最低生活費」の「生活扶助」(※)の金額が以下のとおり変更になりましたので、お知らせいたします。

なお、実際に支給する金額は、生活保護変更通知書に記載されている「差引支給額」となりますので、お間違えにならないようご注意ください。

また、平成29年3月分(旧基準額)と4月分(新基準額)では、年齢区分の変更も行っております。その他、世帯人数の変更等があった場合などは、この新旧比較表だけでは判断できない場合がありますので、詳しくは担当ケースワーカーまで個別にご確認ください。

旧基準額(生活扶助) 平成29年3月	新基準額(生活扶助) 平成29年4月
135,590円 (うち冬季加算3,660円)	114,400円

※ 平成29年3月分(旧基準額【生活扶助】)については、冬季加算が含まれております。なお、冬季加算とは、11月分から3月分の冬

季の光熱費の需要を補うために加算して支給されるものです。」

- (10) 本件処分時に請求人世帯が居住していた[ ]の住宅の家賃は、月額58,000円であった。また、請求人世帯において、当該住宅でなければならないような世帯員の状況や地域の住宅事情はなかった。

### 3 法の仕組み

#### (1) 扶助費の額について

##### ア 保護の実施について

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われ（法第4条第1項）、具体的には、厚生労働大臣の定める基準（保護の基準）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行われる（法第8条第1項）。

##### イ 基準生活費について

保護基準別表第9は、[ ]市の級地区分を1級地—2であるとしている。

また、保護の基準第1章1は、千葉県はVI区であるとし、1級地—2におけるVI区の冬季加算は、11月から3月までであり、2人世帯においては月額3,660円としている。

##### ウ 障害者加算について

(ア) 保護の基準別表第1第2章の2(1)及び(2)は、1級地に居住する在宅者で、国民年金法施行令別表に定める2級に該当する障害のある者について、月額17,530円の障害者加算を行うとしている。

(イ) 局長通知第7の2(2)エ(ア)は、「障害の程度の判定は、原則として身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書により行うこと。」と規定し、同(イ)は、「身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書を所持していない者については、障害の程度の判定は……障害の程度が確認できる書類に基づき行うこと。」としている。

すなわち、障害の程度の判定は、国民年金証書及び精神手帳の双方を有している者については、精神手帳ではなく原則どおり国民年金証書により行うこととなる。

(ウ) 厚生年金保険法第47条第2項は、障害厚生年金の受給権者に係る障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから1級、2級及び3級

とし、各級の障害の状態は、政令で定めるとしている。

この規定の委任を受けて、厚生年金保険法施行令第3条の8は、厚生年金保険法第47条第2項に規定する障害等級の各級の障害の状態は、1級及び2級についてはそれぞれ国民年金法施行令別表に定める1級及び2級の障害の状態とし、3級については厚生年金保険法施行令別表第1に定めるとおりと規定している。

そして、厚生年金保険法施行令別表第1の第13号は、障害等級の3級の障害の状態として、「精神又は神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの」を掲げている。

#### エ 住宅扶助費について

被保護世帯の居宅に係る家賃が、保護の基準別表第3の1に定められている基準額（1級地においては月額13,000円以内）を超える場合の住宅扶助費については、「厚生労働大臣が別に定める額の範囲内の額」とされている（同表の2）。

これを受けて、「生活保護法による保護の基準に基づき厚生労働大臣が別に定める住宅扶助（家賃・間代等）の限度額の設定について（通知）」（平成27年4月14日付け社援発0414第9号厚生労働省社会・援護局長通知。以下「住宅扶助関係通知」という。）は、平成27年7月1日から千葉県内の1級地に居住する2人世帯に係る住宅扶助（家賃・間代等）の限度額を月額55,000円としている。

なお、千葉県内の1級地に居住する世帯に係る従前の基準額は、世帯人員の数による区別なく46,000円であったが、世帯員数、世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるものについては、当該額に1.3を乗じて得た額（59,800円）の範囲内において、特別基準の設定があったものとして、必要な額を認定して差しつかえないこととされていた（「生活保護法による保護の実施要領について」の一部改正について（通知）（平成27年4月14日付け社援発0414第4号厚生労働省社会・援護局長通知）による改正前の局長通知。以下「改正前局長通知」という。）。

また、住宅扶助関係通知の2は、前記の限度額によりがたい家賃、間代等であって、世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるものについては、特別基準額の設定があったものとして、千葉県内の1級地に居住する2人世帯に係る住宅扶助（家賃・間代等）について、月額64,000円の範囲内において、必要な額を認定するとしている。

なお、住宅扶助関係通知の3(2)アは、経過措置として、平成27年6月30日において現に住宅扶助を受けている世帯であって、同年7月1日において引き続き住宅扶助を受けるものが、住宅扶助関係通知の1及び2による基準額の適用を受けた場合に、従前の基準額の適用を受ける場合よりも、住宅扶助費が減少するときは、当該世帯に係る月額の家賃、間代等が、当該世帯に適用されている従前の基準額を超えていない場合であって、当該世帯の住居等に係る建物の賃貸借契約等において、契約期間及び契約の更新に関する定めがある場合は、同日以降に初めて到来する契約期間の満了日の属する月までの間、引き続き従前の基準額を適用して差し支えないとしている。

オ 収入認定について

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知（以下「次官通知」という。））第8の3は、収入の認定指針について定めており、次官通知第8の3(2)ア(ア)は、年金その他の公の給付については、その実際の受給額を収入として認定することとしている。

(2) 不利益処分の理由提示について

行政庁は、不利益処分をする場合、原則として、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならないとされている（行政手続法（平成5年法律第88号）第14条第1項）。

そして、対象となる処分が処分基準を適用した結果である場合は、処分の原因となる事実及び処分の根拠法条に加え、処分基準の適用関係についても同時に示して、いかなる事実関係に基づきいかなる根拠法条を適用して当該処分が行われたのか、場合によっては処分基準の適用関係についても、処分の相手方において、その記載自体から了知し得る程度に示すべきであるとされ、また、理由提示の不十分を理由とする瑕疵は、一般に、それだけで当該処分の取消事由になるものとされている（最高裁判所昭和60年1月22日第三小法廷判決及び最高裁判所平成23年6月7日第三小法廷判決参照）。

4 あてはめ

(1) 扶助費の額について

ア 生活扶助費について

(ア) 基準生活費について

保護基準の■■■■市が該当する1級地—2の基準に従うと、請求人世帯（2人世帯）に係る基準生活費は、次の計算のとおり114,400円となる。



(計算)

$$\{(37,320 + 37,670) \times 0.8850\} + 48,030 \\ = 114,400 \text{ (10円未満の端数は10円に切上げ)}$$

なお、前記2(10)のとおり、本件処分当時の請求人の居住地は千葉県■■市であり、1級地—2かつVI区の冬季加算は、11月から3月までであるところ、本件処分は、4月分の保護費に係るものであるから、冬季加算はされない。

(イ) 障害者加算について

前記3(1)ウ(イ)のとおり、障害の程度の判定は、国民年金証書及び精神手帳の双方を有している者については、原則どおり国民年金証書により行うところ、前記2(1)及び(2)のとおり、請求人は、国民年金証書及び本件手帳の双方を有しているため、その障害の程度の判定は、原則どおり国民年金証書により行うこととなる。

そして、前記2(2)のとおり、請求人に係る上記の国民年金証書に当たる国民年金・厚生年金保険年金証書によると、本件処分当時の請求人の障害の程度は3級であり、請求人は、国民年金法施行令別表に定める2級に該当する障害のある者(前記3(1)ウ(ア))とは認められないから、本件処分において、請求人に係る障害者加算はされないこととなる。

ウ 住宅扶助費について

前記3(1)エのとおり、千葉県内の1級地に居住する2人世帯に係る住宅扶助(家賃・間代等)の限度額は、月額55,000円とされていることが認められ、前記2(10)のとおり、請求人世帯には、当該住宅でなければならないような世帯員の状況や地域の住宅事情はないと認められるから、住宅扶助関係通知の2に定める特別基準額の設定はない。

もっとも、住宅扶助関係通知に基づく基準額を適用した場合の住宅扶助費が、従前の基準額よりも減少するときは、住宅扶助関係通知の3に定める経過措置の適用の余地があるところ、処分庁は、平成27年6月末までは、改正前局長通知により、世帯員数によりやむを得ないと認め59,800円の範囲内で特別基準の設定があったものと扱っていたため、請求人世帯に同経過措置(住宅扶助関係通知の3(2)ア)を適用し、前記2(8)アのとおり、本件処分は、請求人世帯(二人世帯)に係る住宅扶助費を58,000円としていることが認められる。

この取扱いは、請求人に有利と考えられるから、本件審査請求において、請求人世帯に係る住宅扶助費として処分庁が認定した58,000

円を採用しても不合理ではない。

エ 収入充当額について

(ア) 請求人に係る年金収入

前記2(5)のとおり、請求人の1年間の年金収入は [ ] 円であるから、1か月当たりの年金収入は、 [ ] 円 ( [ ] 円 ÷ 12) となる。

(イ) 請求人に係る障害厚生年金

前記2(6)のとおり、請求人に係る1か月分の障害厚生年金は、 [ ] 円 ( [ ] 円 ÷ 2) である。

(ウ) 請求人に係る介護保険料控除

前記2(6)のとおり、請求人に係る1か月分の介護保険料は、2,300円 (4,600円 ÷ 2) である。

(エ) 請求人子に係る障害厚生年金

前記2(7)のとおり、請求人子に係る1か月分の障害厚生年金は、 [ ] 円 ( [ ] 円 ÷ 2) である。

(オ) 平成29年4月分の保護費に係る収入充当の合計額

前記(ア)から(エ)までにより、収入充当の合計額は、次の計算のとおり、 [ ] 円となり、前記2(8)アの本件処分の収入充当額と合致する。

(計算)

前記(ア) 請求人に係る年金収入	[ ] 円
前記(イ) 請求人に係る障害厚生年金	[ ] 円
前記(ウ) 請求人に係る介護保険料控除	▲2,300円
前記(エ) 請求人子に係る障害厚生年金	[ ] 円
計	[ ] 円

オ 小括

以上より、生活扶助費は、114,400円、住宅扶助費は58,000円、また収入充当は [ ] 円であるから、請求人に係る平成29年4月分の保護費(差引支給額)は、 [ ] 円(生活扶助 [ ] 円 + 住宅扶助58,000円)となり、本件通知書に記載の扶助費の額(前記2(8))と合致することが認められ、本件処分に係る扶助費の額について、本件処分の取消しに相当する程度の違法又は不当な点はない。

(2) 不利益処分 of 理由提示について

ア 前記審査関係人の主張の要旨1(2)のとおり、請求人は、基準改定とはどういうことか、わからないと主張しており、本件通知書の保護変

更理由の記載に不備がある旨を主張しているものと解されるため、本件処分の理由提示に違法又は不当がないかについて、以下検討する。

イ この点、前記3(2)のとおり、行政庁は、不利益処分をする場合、当該処分の名あて人に対する処分の理由提示を義務付けられており、特に当該処分が処分基準を適用した結果である場合は、いかなる事実関係に基づきいかなる根拠法条及び処分基準を適用して当該処分が行われたのかを、処分の相手方において、その記載自体から了知し得る程度に示すべきであるとされている。

これを本件についてみると、本件処分は、請求人に係る障害者加算の削除を主たる内容とするものであるところ、本件通知書には、前記2(8)のとおり、障害者加算を削除することとなった原因について具体的な事実関係は示されておらず、また、保護変更決定に関する根拠法条や障害者加算を削除するに当たって適用した基準の記載もない。

そうすると、いかなる事実関係に基づきいかなる根拠法条及び処分基準を適用して本件処分が行われたのかが、本件処分の名あて人である請求人において、本件通知書の記載自体から了知しうる程度に十分示されているとは言い難い。

ウ 加えて、前記2(9)のとおり、本件処分に当たっては、本件通知書に本件同封文書が同封されており、その記載は、保護費の変更理由について詳説する文面のものであると認められることからすれば、本件同封文書は、本件通知書と一体のものとして、本件処分の理由付記に当たると解するべきである。

そして、本件通知書には、保護変更理由として、前記2(8)のとおり、「基準改定による」と記載されており、本件同封文書にも、前記2(9)のとおり、平成29年度生活保護基準の改定に伴って生活扶助費が変更となった旨が記載されているが、実際には生活保護基準の改定は行われていない。

そうすると、本件処分の理由提示は、前記イのとおり、本件通知書の記載自体から保護費の変更の理由を十分に了知できないばかりでなく、かえって、本件同封文書の記載によって、実際にはなかった生活保護基準の改定を保護費の変更の理由と誤認させ、障害者加算の削除の理由を正しく了知することを妨げるおそれのあるものであったといえる。

エ したがって、本件通知書及び本件同封文書による本件処分の理由提示には瑕疵があり、本件処分には違法な点が認められることから、取消しを免れない。

(3) 請求人のその他の主張について

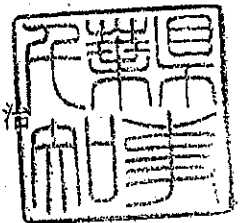
請求人は、前記審査関係人の主張の要旨1(2)のとおり、本件処分が請求人への予告なく行われたことについての不服も主張しているが、保護の変更にあたって、保護の実施機関に対して被保護者への予告を義務付ける法の定めは見当たらないから、請求人の主張には理由がなく、この点において本件処分に違法又は不当はない。

#### 5 結論

よって、本件審査請求は理由があるから、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第46条第1項を適用して、主文のとおり裁決する。

令和元年5月16日

千葉県知事 鈴木 栄 治



#### (教示)

- 1 この裁決のうち審査請求を棄却した部分に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内に、厚生労働大臣に対して、この裁決のうち審査請求を棄却した部分について再審査請求をすることができます(なお、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、再審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この裁決のうち審査請求を棄却した部分に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉県を被告として(訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事となります。)、この裁決のうち審査請求を棄却した部分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。)

ただし、前記1の再審査請求をした場合は、当該再審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この裁決のうち審査請求を棄却した部分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該再審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この裁決のうち審査請求を棄却した部分の取消しの訴えを提起することはでき

きなくなります。)

